

収入状況確認票

○同居の世帯全員（原則22歳以下かつ本給付金制度で定める学校に就学中の子を除く）の収入状況について記入してください。

○申請をする月の収入額を記入してください。

○世帯全員の収入合計額が収入基準額（裏面参照）を下回っているか確認してください。

○この確認票に記入した収入額を申請書の収入欄に記入してください。

年 月 分

氏 名						
続 柄		本人				
収入（合計）		円	円	円	円	円
給与 収入 等	給与 ※1					
	休業手当					
	賞与					
	事業収入 ※2					
	その他					
公的 給付 ※3	失業給付					
	年金（老齢・遺族）					
	年金（障害者）					
	その他					
その他 （仕送り等）						

※1 給与額は社会保険料等が天引きされる前の総支給額を記入してください。（ただし、交通費は除きます。）

※2 事業収入額は、別紙「収入状況にかかる申告書（自営業・フリーランスの方）」で申告した金額を記入してください。

※3 複数の月にかかる金額が一括で支給される公的給付については、月額で算定した金額を記入してください。

例）年金（2か月に1回支給）の場合：1回の年金支給額÷2した金額を記入

収入基準額の例

世帯人数	A 基準額	B 家賃額（上限）	C 収入基準額 (基準額+家賃額)
1 人	84,000円	37,000円	121,000円
2 人	130,000円	44,000円	174,000円
3 人	172,000円	48,000円	220,000円
4 人	214,000円	48,000円	262,000円
5 人	255,000円	48,000円	303,000円

世帯全員の収入額の合計が表のC 収入基準額を上回る場合には、住居確保給付金を受給することができません。必ずご確認をお願いします。 ※

※実家賃額が表のB 家賃額（上限）を下回る場合には、A 基準額と実家賃額の合計がC 収入基準額となります。

例) 単身で実家賃額が35,000円の場合

$$84,000\text{円 (A 基準額)} + 35,000\text{円 (実家賃額)} = \underline{119,000\text{円 (C 収入基準額)}}$$

●世帯の収入額の合計が表のA 基準額以下の場合の支給額は、以下のとおりとなります。

例) 2人世帯で、収入額の合計が120,000円、実家賃額が40,000円の場合

$$\underline{40,000\text{円 (住居確保給付金支給額)}} = 40,000\text{円 (実家賃額)}$$

※支給額の上限は表のB 家賃額（上限）参照

●世帯の収入額の合計が表のA 基準額を超え、C 収入基準額に満たない場合の支給額は、以下のとおりとなります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = (\text{A 基準額} + \text{実家賃額}) - \text{収入額の合計}$$

例) 2人世帯で、収入額の合計が150,000円、実家賃額が50,000円の場合

$$\underline{30,000\text{円 (住居確保給付金支給額)}} = (130,000\text{円} + 50,000\text{円}) - 150,000\text{円}$$

※支給額の上限は表のB 家賃額（上限）参照